

議題2（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年9月定例府議会に追加提出される次の議案については、異議がないものと決定する。

平成26年12月22日

大阪府教育委員会

○条例案

大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（概要）

■改正の理由

- ・ 平成 26 年度給与改定に係る本府人事委員会の勧告等を踏まえ、一般職の勤勉手当の支給割合を改めることに伴い、一般職である教育長の期末手当についても所要の改正を行うもの。

■改正の内容

- ・ 一般職である教育長の期末手当について、本庁部長とのバランスを考慮し、支給割合を 6 月期及び 12 月期それぞれ改める。
（6 月期：1.85 月→1.925 月、12 月期：2.0 月→2.075 月）

■施行期日

- ・ 公布日（平成 26 年 4 月 1 日から適用）。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・ 財政課、教育委員会及び人事委員会と調整済み。

大阪府条例第 号

大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
 条例

大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第百二十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の通勤手当の額は、知事の事務部局の職員 の例による。</p> <p>3 第一項の期末手当の額は、六月一日又は十二 月一日(以下「基準日」という。)現在(基準 日前一箇月以内に退職した場合においては、退 職した日現在)において教育長が受けるべき給 料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて 得た額の合計額に、六月に支給する場合にお いては百分の百九十二・五、十二月に支給する場 合においては百分の二百七・五を乗じて得た額 に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその 者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当 及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪 府条例第四十五号)第二条第二項各号に定める 割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、当該在職期間の計算は、知事の事務部局の 職員の例による。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(手当) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の通勤手当の額は、知事の事務部局の職 員の例により、同項の期末手当の額は、知事の 例による。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府教育委員会の教育長の給
 与等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一
 日から適用する。

(内 払)

2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の大阪府教育委員会の教育
 長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規
 定による期末手当の内払とみなす。

3 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の一部改正)
 (知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の一部改正)
 条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
 示すように改正する。

改正後	改正前

(教育長の給料及び期末手当の特例)
第四条 (略)

2 大阪府教育委員会の教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第三条第三項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(教育長の給料及び期末手当の特例)
第四条 (略)

2 大阪府教育委員会の教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。